旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 29 年７月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①海天商事株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6590号　④海天商事株式会社　東京都中央区八丁堀四丁目10番８号　代表取締役　張畢　⑤本社営業所　東京都中央区八丁堀四丁目10番８号第３．ｓ．ｓ．ビル６階　⑥平成24年11月29日　⑨平成28年５月11日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区八丁堀四丁目10番８号　海天商事株式会社　代表取締役　張畢

Ｂ　①株式会社エムアイカード　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6541号　④株式会社エムアイカード　東京都新宿区新宿五丁目17番18号　代表取締役　浦田努　⑤ハイジア営業所　東京都新宿区歌舞伎町２－44－１東京都健康プラザハイジア14階　⑥平成24年６月14日　⑧平成29年６月14日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区新宿五丁目17番18号　株式会社エムアイカード　代表取締役　浦田努

Ｂ　①Eyes of the world Trekking & Tours　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－1002号　④鈴木知幸　静岡県磐田市中泉219番地２　⑤本社営業所　神奈川県川崎市中原区井田２丁目33番２－503号　日吉西パークホームズ弐番館　⑥平成24年７月４日　⑧平成29年５月30日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫静岡県磐田市中泉219番地２　鈴木知幸

Ｃ　①株式会社ディスカバリートラベル　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1420号　④株式会社ディスカバリートラベル　愛知県名古屋市中区新栄三丁目20番27号　代表取締役　山田晃裕　⑤本店営業所　愛知県名古屋市中区新栄三丁目20番27号　⑥平成28年11月30日　⑨平成29年６月12日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県名古屋市中区新栄三丁目20番27号　株式会社ディスカバリートラベル　代表取締役　山田晃裕

Ｂ　①パルスツアー　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2352号　④パルスインターナショナル株式会社　大阪市中央区谷町１－３－１　代表取締役　小川策明　⑤本社営業所　大阪市中央区谷町１－３－１双馬ビル701　⑥平成17年10月18日　⑧平成29年２月２日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区谷町１－３－１　パルスインターナショナル株式会社　代表取締役　小川策明

Ｃ　①株式会社ユーエムエス　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３－373号　④株式会社ユーエムエス　広島市安佐北区小河原町185－２　代表取締役　小野慎治　⑤本社営業所　広島市安佐北区小河原町185－２　⑥平成19年12月14日　⑨平成29年６月12日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島市安佐北区小河原町185番２号　株式会社ユーエムエス　代表取締役　小野慎治

Ｃ　①株式会社ドーエイ（トラベル事業部）　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－337号　④株式会社ドーエイ　北九州市八幡西区黒崎城石２番１号　代表取締役　笹原直樹　⑤本社トラベル事業部　北九州市八幡西区黒崎城石２番１号　⑥平成４年２月１日　⑨平成29年６月12日　⑩750万円　⑪福岡県知事　⑫北九州市八幡西区黒崎城石２番１号　株式会社ドーエイ　代表取締役　笹原直樹

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 29 年７月 21 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ＰＳＡ　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2034号　④株式会社ＰＳＡ　大阪市北区梅田１丁目２番２－200号　代表取締役　加藤正則　⑤本社営業所　大阪市北区梅田１丁目２番２－200号　⑥平成12年２月２日　⑦平成29年６月７日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①ＷＩＬＬＥＲ　ＴＲＡＶＥＬ株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1899号　④ＷＩＬＬＥＲ　ＴＲＡＶＥＬ株式会社　大阪市北区大淀中一丁目１番88号　代表取締役　村瀬茂高　⑤本社　大阪市北区大淀中一丁目１番88号　⑥平成６年７月11日　⑦平成29年６月16日　⑧2400万円　⑨１億2000万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己